

# 八頭町 特定福祉用具購入Q&A

令和3年4月

八頭町保健課介護保険係

八頭町特定福祉用具購入Q&A

No.	項目	質問	回答
1	腰掛便座	腰掛便座の範囲は、家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないか。	家具調のもの等、金額にかかわらず、利用者が選択すれば給付対象として差し支えない。
2	腰掛便座	水洗式ポータブルトイレで、居室において利用可能なものは特定福祉用具購入の対象となるか。	国通知により、対象となる福祉用具にあることから、対象とする。ただし、設置に要する費用は対象外。
3	洗浄機能付き腰掛便座（ウォシュレット付き補高便座）	ウォシュレット付補高便座は福祉用具の購入対象となるか。	原則、テクノエイド協会で福祉用具購入の対象となっている商品の場合、支給対象とする。テクノエイド協会の対象となっていない場合、ウォシュレットと補高便座が一体型の場合はウォシュレット付き補高便座全部を、便座部分とウォシュレット部分に分けることができる場合は、補高便座部分のみを支給対象とする。  なお、補高便座については、あくまでも「補高を目的」としている場合に支給対象となるので、洗浄機能のみを目的とした場合は支給対象にならない。  ※ウォシュレットの他暖房、消臭機能の場合も同様の取り扱いとする。
4	入浴補助用具（浴槽用手すり）	浴槽と天井と床の3点を固定する手すり（「コメット」）とその手すりに取り付けるフープ状の手すり（「フープアーム」）は対象となるか。	浴槽用手すりについては、「浴槽のふちを挟み込んで固定することができるものに限る」とあり、この基準に該当すると判断できるため支給対象とする。  ※テクノエイド協会HPにも特定福祉用具（入浴補助用具）として有り。
5	入浴補助用具（簡易浴槽の範囲）	利用者の方が寝たまま利用できる組立式の洗髪器は、簡易浴槽に含まれるか。	部分浴に係る器具（洗髪器や足浴器）は、簡易浴槽には含まれず、給付対象とは認められない。
6	入浴補助用具	段差解消を目的とした「滑り止めマット」や浴槽内の高さを調整するための「滑り止めマット（浴槽用）」は特定福祉用具購入の対象となるか。	「滑り止めマット」については、浴室室内すのこに該当しないため、特定福祉用具購入の対象外となる。
7	部品購入費	介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は福祉用具購入費の対象となるか。	福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、市町村が部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の適用対象となる。
8	部品購入費	福祉用具の購入について、故障した場合等のメンテナンスの必要から部品を購入した場合は支給対象となるか。	予備の部品を購入するのは必要性がないため、支給対象外とする。

八頭町特定福祉用具購入Q&A

No.	項目	質問	回答
9	同一種目の購入	既に同品目のシャワーチェアを購入した履歴があるが、カビやヌメリがあり、滑って転倒するリスクがあるので再度購入したいが、対象となるか。	破損又は身体状況の変化による理由ではないため、今回のようなケースで仮に転倒リスクがあったとしても、購入不可とする。本町においては、汚損による同一種目の購入は認めていない。
10	同一種目の購入	介護度が低くなり、現在使っている福祉用具では身体状況に合わなくなった場合に同一種目の再購入は可能か。	身体状況に変化があり、介護度が低くなった場合の同一種目の購入は認めていない。
11	同一種目の購入	介護保険で購入した福祉用具が破損して使用できなくなったが、再度購入した場合支給対象になるか。	通常の使用方法に則り使用していた福祉用具が破損した場合や介護の必要の程度が著しく高くなった場合等、特別の事情がある場合に必要性が認められれば支給の対象になる。 (※故意による破損は対象外とする。) また、破損による再購入を希望する場合は、破損した福祉用具の破損箇所が確認できる写真が必要。(部品交換で修復が可能な場合は、部品代が対象となる。)
12	同一種目の購入	退院したばかりの一人暮らしで、昼間はトイレに行けるので補高便座を購入し、夜間は足元が暗く、転倒の危険もあるのでポータブルトイレを購入することは可能か。	同一種目だが、用途・目的が異なるため、購入可能である。
13	同一種目の購入 (転居)	転居により住環境が変わり、今まで使っていた福祉用具では対応できなくなった。同一品目を再度購入することは可能か。	転居等の居住環境の変化に伴い、用具のサイズで支障が生じ、その用具を使用できなくなった場合においては、同一品目を再度購入することは可能である。これは、用具のサイズで支障が生じ、その用具を使用できなくなった場合に限定するものであり、「転居」イコール「同一品目の再購入可」ではないため、転居等の前に購入した福祉用具が使用できるような居住環境は認められない。
14	領収証について	領収証は写しでもよいか。	原則として、領収証の原本を添付する。ただし、申請時にその場で領収証原本を提示することにより確認ができれば、写しでも差し支えない。
15	領収証について	領収証の宛て名は代金を支払った家族宛の領収証でもよいか。	必ず、被保険者本人のフルネームの領収証が必要である。
16	基準日について	以下の基準日は、それぞれいつ時点になるのか。 ①支給限度基準額管理の基準日 ②新旧消費税率摘要の基準日	①購入日(代金を完済した日) ②納品日 となる。

八頭町特定福祉用具購入Q&A

No.	項目	質問	回答
17	入院中の購入	入院（入所）中の利用者が退院に備えてポータブルトイレ等を購入したいが支給対象になるか。	入院中は医療保険適用のため支給対象外である。介護保険施設入所中も同様に施設サービス費の給付を受けるため、支給対象外である。退院（退所）日以降の領収日であれば支給対象となる。
18	新規認定申請中の購入	新規認定申請中の方だが、すぐにでも福祉用具が必要な身体状況の場合、介護保険での支給対象になるか。	購入の領収日が新規認定申請日以降の日付であれば、認定結果が出次第、申請書を提出することは可能。ただし、認定結果が「非該当」となった場合は、介護保険の支給はできず全額自費扱いとなるため、事前に利用者へ説明しておくこと。 ※この場合の購入は、償還払いのみ可能。
19	自宅外での購入	住民票は八頭町に置いてあるが、実際は他市区町村の子の自宅で生活をしている。この場合福祉用具の支給対象となるか。	子の自宅が本人の生活の本拠地としてケアプランが立てられており、子の自宅で福祉用具を利用するというのであれば支給対象となる。
20	申請書の記載方法について	購入金額欄に誤った金額を記載してしまった。二重線での訂正で良いか。	二重線訂正をした上に、被保険者本人の氏名を記入する。
21	福祉用具が必要な理由の記載について	福祉用具購入費支給申請書を提出する際に、必要な理由について「下肢筋力の低下」とした。理由としては十分か。	個々の具体的な心身状況について記入し、当該福祉用具購入が日常生活の支援につながっていることを明確化することが必要である。 【例】脳梗塞により長期の入院生活の後、退院したが下肢筋力が低下してふらつきが出ている。シャワーチェアを導入することにより浴室内で転倒する危険性を回避し、安全にシャワー浴ができる。
22	購入理由	介護者の負担軽減を主目的とした特定福祉用具の購入は可能か。	介護者の負担軽減を主目的とする購入は介護保険法の趣旨からして不可である。 本人の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが目的とされなければならない。その上で介護者の負担が軽減されるものについては問題ない。